

# 茨城県後期高齢者医療広域連合運営懇談会設置要綱

平成 20 年 6 月 24 日

訓令第 3 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日 訓令第 4 号

改正 平成 26 年 6 月 26 日 訓令第 3 号

## (設置)

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の健全な運営に資するため、茨城県後期高齢者医療広域連合運営懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 懇談会は、広域連合長の求めに応じ、広域連合の運営に関する事項及び広域連合長が必要と認める事項について意見を述べることができる。

## (組織)

第 3 条 懇談会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者及び医療保険の保険者を代表する者
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者
- (3) 学識経験を代表する者又は公益を代表する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第 4 条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ 1 名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

## (会議)

第 5 条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

## (代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年6月24日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成21年訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第3号)

この訓令は、平成26年6月26日から施行する。